

カードレス Visaデビット利用規定 新旧対照表

旧	新
<p>第4条 (利用申込)</p> <p>1. お客さまは、カードレスデビットの利用を希望する場合、本規定および当社が別途定める各取引規定を承諾したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。なお、当社が別途定めるBA-PLUS 規定に基づき提供するBA-PLUS においてプラス口座として指定された口座（以下「プラス口座」といいます）については、本サービスの利用申込ができません。</p> <p>2. 本サービスに係るお客さまと当社との契約は、当社が前項の利用申込を承諾したときに成立します。</p>	<p>第4条 (利用申込)</p> <p>1. お客さまは、カードレスデビットの利用を希望する場合、本規定および当社が別途定める各取引規定を承諾したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。なお、当社が別途定めるBA-PLUS 規定に基づき提供するBA-PLUS においてプラス口座として指定された口座（以下「プラス口座」といいます）については、本サービスの利用申込ができません。</p> <p>2. お客さまの本サービスの利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が不適切であると判断したときは、申し込みを受け付けできません。</p> <p>3. 本サービスに係るお客さまと当社との契約は、当社が前項の利用申込を承諾したときに成立します。</p>
<p>第14条 (当社による利用制限等)</p> <p>1. 当社は、デビットユーザーが本規定に違反した場合あるいは違反のおそれがある場合、本サービスの利用状況等からカード番号の利用が適当でない判断した場合、デビットユーザーの預金口座の残高不足により当社による立替払いが発生し、当該立替金の支払いが遅延した場合、当社が預金取引の全部または一部を停止または強制解約した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法により、次の各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用制限または利用停止</p> <p>(2) 加盟店等に対するカード番号の無効通知</p> <p>(3) 普通預金口座の利用停止または強制解約</p>	<p>第14条 (当社による利用制限等)</p> <p>1. 当社は、デビットユーザーが本規定に違反した場合あるいは違反のおそれがある場合、本サービスの利用状況等からカード番号の利用が適当でない判断した場合、デビットユーザーの預金口座の残高不足により当社による立替払いが発生し、当該立替金の支払いが遅延した場合、当社が預金取引の全部または一部を停止または強制解約した場合、その他お客さまの本サービスの利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法により、次の各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用制限または利用停止</p> <p>(2) 加盟店等に対するカード番号の無効通知</p> <p>(3) 普通預金口座の利用停止または強制解約</p>

旧	新
<p>新設</p>	<p>第17条 (反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客様は本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。

※第17条の新設により、後続の条番号を繰り下げいたします。